

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名: **ダイナプライマー**
製品種類: 塗料
使用上の制限: 業務用
会社名: シーカ・ジャパン株式会社
住所: 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 赤坂Kタワー7F
電話: 03-6434-7291
緊急連絡先電話: Sikaテクニカルセンター 047-436-0811
SDS No.: 103600048-2

2. 危険有害性の要約

製品のGHS分類、ラベル要素

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体: 区分 3

健康に対する有害性

急性毒性(経口): 区分 5

急性毒性(経皮): 区分 5

急性毒性(吸入): 分類できない

皮膚腐食性/刺激性: 区分 3

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 区分 2B

呼吸器感受性: 分類できない

皮膚感受性: 区分に該当しない

生殖細胞変異原性: 区分に該当しない

発がん性: 区分に該当しない

生殖毒性: 区分に該当しない

特定標的臓器毒性(単回ばく露): 区分 3

特定標的臓器毒性(反復ばく露): 区分 2

誤えん有害性: 区分に該当しない

環境有害性

水生環境有害性 短期(急性): 区分に該当しない

水生環境有害性 長期(慢性): 区分 2

オゾン層への有害性: 分類できない



注意喚起語: 警告

危険有害性情報

引火性液体及び蒸気

飲み込むと有害のおそれ

皮膚に接触すると有害のおそれ

軽度の皮膚刺激

眼刺激

呼吸器への刺激のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ

長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

- 取扱う前に全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わない。
- 保護手袋/保護眼鏡/保護衣/保護面などの個人用保護具を着用する。
- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入してはならない。
- 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざける。一禁煙。
- 容器を接地する/アースをとる。
- 静電気放電に対する予防措置を講ずる。火災を発生しない工具を使用する。
- 取扱い後は手洗い・うがいをする。
- この製品を使用するときに、飲食または喫煙してはならない。
- 環境への放出を避ける。
- 容器は密閉しておく。

応急措置

- 気分が悪い時は、医師の診断/手当を受ける。
- 飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡する。口をすすぐ。無理に吐かせてはならない。
- 皮膚(または髪)に付着した場合: 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ皮膚を流水/シャワーで洗う。
- 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
- 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用し容易に外せる場合は外し洗浄を続ける。眼の刺激が続く場合、医師の診断/手当を受ける。
- 暴露または暴露の懸念がある場合: 医師の診断/手当を受ける。
- 汚染した衣類を再使用する場合は洗濯する。
- 漏出物を回収する。

保管

- 施錠して保管する。
- 直射日光、凍結を避け、換気の良い涼しい所で、容器を密閉し保管する。

廃棄

- 内容物/容器を地方/国の規則に従って廃棄する。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名 : アスファルト系プライマー

| 成分名 | 含有量(%) (内は代表値) | CAS No. |
|-------------------|-------------------|------------|
| 石油アスファルト | 40-50 | 64742-93-4 |
| ミネラルスピリット | 50-60 | 64742-82-1 |
| (キシレン) | 0.5-2.8(0.6) | 1330-20-7 |
| (1,3,5-トリメチルベンゼン) | 2.8-8.4(3.0) | 108-67-8 |
| (1,2,4-トリメチルベンゼン) | 8.4-14(11) | 95-63-6 |
| (エチルベンゼン) | 0.4-0.6 | 100-41-4 |
| (クメン) | 0.6以下 | 98-82-8 |
| (ノナン) | 1.7-2.2 | 111-84-2 |

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を直ちに新鮮な空気のある場所へ移動させる。急速に回復しない場合、追加処置のために最寄りの医療機関に搬送すること。

皮膚(又は髪)に付着した場合

汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。必要であれば衣類、靴などを切断する。
製品に触れた部分を直ちに水または微温湯を流しながら洗浄する。石鹸を使ってよく落とす。

大量の水および石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。
汚染された衣類を取り除くこと。

目に入った場合

清浄な水で最低15分間目を洗淨した後、直ちに眼科医の手当を受ける。
洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗淨する。
直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。

飲み込んだ場合

飲み込んだ場合、吐き出してはならない。追加処置のために最寄の医療機関に搬送すること。自然に吐いた場合、頭を尻より低くしておき、吸引を防ぐこと。

最も重要な徴候及び症状

吸入すると、咳、呼吸困難、窒息、ぜん鳴音、胸部うっ血、息切れ、発熱。
皮膚に接触すると、灼熱感、ひび割れ。
眼に接触すると、発赤、痛み。
飲み込むと、吐き気、嘔吐「吸入」参照。

応急措置をする者の保護

適切な保護具(保護メガネ、保護マスク、手袋等)を着用する。換気を行う。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

泡消火剤、散水または噴霧。
小規模の火事の場合のみ、ドライ粉末消火剤、二酸化炭素、砂または土の使用可。

不適切な消火剤

棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。

特有の危険有害性

不完全燃焼が起こると、一酸化炭素が発生しうる。

特有の消火方法

火元への燃焼源を断つ。
初期の火災には、ライ粉末消火剤、二酸化炭素を用いる。
大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
周囲の設備等に散水して冷却する。
火災発生場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、風上から必ず保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
漏洩現場から関係者以外のものを避難させ、立ち入りを禁止する。管理者に連絡する。
呼吸器用保護具(例 空気呼吸器; JIS T 8155、送気式マスク; JIS T 8153)、不浸透性の保護衣、保護手袋及び長靴、保護眼鏡を使用する。
適切な保護衣を着けていない時は破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
風上に留まる。低地から離れる。密閉された場所に入る前に換気する。

環境に対する注意事項

溝や土手を作って、こぼれた液を堰きとめ、漏出の拡大を防ぐ。
こぼれた液や洗浄水を、下水溝、井戸や地表水へ流出、または地下水へ浸透させない。環境に影響を起さないように注意する。

回収、中和 ならびに 封じ込め及び浄化の方法/機材

少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる容器に回収する。吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。散水は蒸気濃度を低下させる。

- しかし、密閉された場所は燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
危険でなければ漏れを止める。
漏出物を取り扱うとき用いる全ての設備は接地する。蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。
- 二次災害の防止策
全ての着火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止)。
着火した場合に備えて消火器を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

(取扱者のばく露防止)

- 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入してはならない。
漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、目に入らないように、保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。
取扱後は手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。

(火災・爆発の防止)

- 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざける。ー禁煙。
火花を発生させない工具を使用する。静電気放電に対する予防措置を講ずる。
容器には、空になった後も蒸気が残っている。空又は空に近い容器を切断、穴あけ、溶接などの処置をしてはならない。

局所排気、全体換気

- 屋外または換気のよい場所でのみ取り扱う。

注意事項

- すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
過去にアレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと。
加熱してはならない。

安全取扱注意事項

- 保護手袋/保護衣/保護面を着用する。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
接触、吸入又は飲み込まないこと。眼に入れないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気のよい区域でのみ使用すること。環境への放出を避けること。

配合禁忌等、安全な保管条件

- 保管場所は、壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。
保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

適切な保管条件

- 火気厳禁。熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。ー禁煙
直射日光、凍結を避け、換気の良い涼しい所で、容器を密閉し保管する。
酸化剤から離して保管する。
保証期限を過ぎた製品は速やかに廃棄する。
施錠して保管する。

避けるべき保管条件

- 直射日光が当たる場所。屋根がない場所。高温になる場所、およびその隣接した場所。
開封状態での保管。

配合禁忌

- 消防法で定める混載禁止物質との同一保管は禁止。
セットで販売している化学物質以外との配合は禁止。

容器包装材料

- 適切な容器包装材料

8. ばく露防止及び保護措置

職業ばく露限界値、生物学的限界値等の管理指標

管理濃度

(キシレン) 50ppm

許容濃度

(石油アスファルト) ACGIH(2009) 時間荷重平均(TWA)値 0.5mg/m³(アスファルトフュームとして)

(ミネラルスピリット) ACGIH(2009) 100mg/m³

(キシレン) 日本産業衛生学会(2005) 50ppm; 217mg/m³(2005)

(キシレン) ACGIH(2009) TLV-TWA 100ppm(2009); TLV-STEL 150ppm(2009)

(1,3,5-トリメチルベンゼン) 日本産業衛生学会(2005) 25ppm

(1,3,5-トリメチルベンゼン) ACGIH(2009) TLV-TWA 25ppm(2005)

(1,2,4-トリメチルベンゼン) 日本産業衛生学会(2005) TWA 25ppm; 120mg/m³(2008)

(1,2,4-トリメチルベンゼン) ACGIH(2009) TLV-TWA 25ppm(2008)

(エチルベンゼン) 日本産業衛生学会(2005) 50ppm; 217mg/m³(2005)

(エチルベンゼン) ACGIH(2009) TLV-TWA 100ppm(2009); TLV-STEL 125ppm(2009)

(クメン) ACGIH(2009) TLV-TWA 50ppm; 254mg/m³

(ノナン) ACGIH(2009) TLV-TWA 200ppm(2005)

設備対策

労働衛生法上の規制に従って、可能な場合には、換気設備などの施設上の技術的な対策を講じて作業者を保護しなければならない。取扱い場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設けその位置を表示する。

保護具

呼吸用保護具

必要に応じて、その有害性物質に対して適切な保護の出来る保護マスクを着用する。

手の保護具

保護手袋を着用する。

着用すべき手袋の材質:不浸透性の耐油性手袋(アクリロニトリル、ブチルゴム、ネオプレン系)

眼の保護具

保護眼鏡または防災面を着用する。

皮膚及び身体の保護具

保護衣および必要に応じて保護長靴、保護前掛けを着用する。取り扱う場合には、皮膚を直接曝さないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

衛生対策

取扱い後は、良く手洗いうがいをする。この製品を使用するときは、飲食又は喫煙をしてはならない。

汚染した衣類を再使用する場合は洗濯する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体

色 : 黒色

臭い : 溶剤臭

融点/凝固点 : データなし

沸点又は初留点及び沸点範囲 : 約148-200°C(代表値)

可燃性 : データなし

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界 :

下限 : 0.7Vol%(ミネラルスピリット)

上限 : 6.5Vol%(ミネラルスピリット)

引火点 : 38°C

自然発火点 : 約300°C(ミネラルスピリット)

分解温度 : データなし

pH : データなし

粘度 : データなし

動粘性率: データなし

溶解度

水に対する溶解度: 水に不溶
n-オクタノール/水分配係数: データなし
蒸気圧: 0.5kPa(ミネラルスピリット)
密度及び/又は相対密度: 0.91g/cm³ (25°C)
相対ガス密度(空気=1): データなし
粒子特性: データなし

10. 安定性及び反応性

安定性

通常の手扱いにおいては安定である。

危険有害反応可能性

通常の手扱いでは、危険有害な反応は起こらない。強酸剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。

避けるべき条件

加熱

混触危険物質

強酸剤

危険有害な分解生成物

加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

物理的、化学的及び毒性学的特性に関する症状

急性毒性

経口毒性成分データ

(石油アスファルト) ラット LD50 5,000mg/kg以上
(ミネラルスピリット) ラット LD50 >5,000mg/kg
(キシレン) ラット LD50 3,500mg/kg
(1,2,4-トリメチルベンゼン) ラット LC50 5,000mg/kg
(エチルベンゼン) ラット LD50 3,500mg/kg
(クメン) ラット LD50 4,750mg/kg
(ノナン) ラット LC50 3,200ppm(4h)

吸入毒性成分データ

(キシレン) (蒸気)ラット LD50 29.08mg/L/(4h)
(1,3,5-トリメチルベンゼン) ラット LC50 4,800ppm(4H)

経皮毒性成分データ

(石油アスファルト) ウサギ LD50 2,000mg/kg以上
(キシレン) ウサギ LD50 4,350mg/kg
(エチルベンゼン) ウサギ LD50 15,400mg/kg

局所効果

皮膚腐食性・刺激性

軽度の皮膚刺激が生じる。長時間/反復接触は、皮膚炎を引き起こす皮膚の脱脂の原因となる可能性がある。

眼に対する重篤な損傷・刺激性

眼に無刺激は無いと思われる。溶融アスファルトから発生するガスは、呼吸器系や眼の粘膜を刺激する。

感作性: 感作性は無いと思われる。

生殖細胞変異原性: 現在のところ有用な情報なし。

催奇形性: データなし

発がん性

ACGIHでA4、IARCでグループ3に分類されている。

生殖毒性

動物において母体毒性がある投与量で、胎児毒性が生じる。出生率の低下は無いと思われる。

短期ばく露による即時影響、長期ばく露による遅延/慢性影響

特定標的臓器毒性/単回暴露

黒ネズミに対し、針入度級アスファルトを3ヶ月毎に200mg皮下注射を行ったが、解剖所見で皮膚腫瘍は見られなかった。

特定標的臓器毒性/反復暴露

アスファルトヒュームの吸入試験(マウス、6~7h/日、5日/週で21ヶ月)で気管湿潤、気管支炎、肺炎、腫瘍、繊毛損失、上皮萎縮、皮膚肥厚が認められた。

ラットにおいて聴覚障害が生じた。中枢神経系:繰り返しの暴露は神経系を冒す。

誤えん有害性 :有用な情報なし。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生毒性

水生毒性 成分データ

(ミネラルスピリット) LC/EC/LC50 1~10mg/l

(キシレン) ニジマス(LC50) 3.3mg/l(96hr)

(1,3,5-トリメチルベンゼン) 甲殻類(オオミジンコ)(LC50) 6mg/l(48h)

(1,2,4-トリメチルベンゼン) 甲殻類(オオミジンコ)(LC50) 6.14mg/l(48h)

(エチルベンゼン) ニジマス(LC50) 4.2mg/l(96hr)

(エチルベンゼン) 甲殻類(オオミジンコ)(EC50) 1.8~2.9mg/l(48h)

(クメン) ミシッドシュリンプ(LC50) 1.2mg/l(96h)

水溶解度 :データなし

残留性・分解性 :データなし

生体蓄積性

生物蓄積性が低いと推定されるものの、急速分解性がない。

土壌中の移動性 :データなし

オゾン層破壊物質 :データなし

その他情報

その他の環境有害性情報 漏洩、廃棄などの際には環境に影響を与えるおそれがあるので取り扱いに注意する。

特に製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

廃棄方法

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国連番号、国連分類

国連番号 :1993

クラス :3

容器等級 :III

正式品名 :塗料

指針番号 :128

輸送の特定の安全対策及び条件

容器の破損、内容物の漏れがないことを確かめ、転倒、落下、破損の無いように積み込み、荷崩れを防

止すること。火気厳禁。
陸上輸送 : 消防法、労働安全衛生法の輸送について定めるところに従う。
海上輸送 : 船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送 : 航空法に定めるところに従う。

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法

該当する化学品を意図的的成分として含有せず、購入原料に不純物として含有するとの情報を受けていません。

労働安全衛生法

施行令18条 名称等を表示すべき危険物及び有害物（平成26年6月1日以前）

キシレン; エチルベンゼン

施行令18条 名称等を表示すべき危険物及び有害物（平成26年6月1日施行分より）

鉱油(アスファルト); ミネラルスピリット; キシレン; 1,3,5-トリメチルベンゼン; 1,2,4-トリメチルベンゼン
エチルベンゼン; ノナン

施行令18条の2 名称等を通知すべき危険物及び有害物

鉱油(アスファルト); ミネラルスピリット; キシレン; 1,3,5-トリメチルベンゼン; 1,2,4-トリメチルベンゼン
エチルベンゼン; ノナン

別表第1 危険物（第1条、第6条、第15条関係）

引火性の物

特定化学物質障害予防規則 第2類物質（特別有機溶剤等）

エチルベンゼン

有機溶剤中毒予防規則 第3種有機溶剤

ミネラルスピリット

化学物質管理促進(PRTR)法

第1種指定化学物質:

キシレン; 1,3,5-トリメチルベンゼン; 1,2,4-トリメチルベンゼン

消防法

第4類 引火性液体第2石油類 危険等級Ⅲ 非水溶性液体

船舶安全法

引火性液体類(危規則第2、3条危険物告示別表第1)

航空法

引火性液体(施行令規則第194条危険物告示別表第1)

16. その他の情報

参考文献

JIS Z 7252, JIS Z 7253 : 2019

Supplier's data/information

化学物質総合情報提供システム（独立行政法人製品評価技術基盤機構NITE）

責任の限定について

本データシート記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データにもとづいて作成しておりますが、化学品の含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載内容は新しい知見又は法規制の変更等により改訂されることがあります。

注意事項は、通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

以上